

FUND
REPORT

第24期決算および分配金のお支払いについて

三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド

平素は「三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当ファンドは2025年10月20日に第24期決算を迎えました。本資料では第24期決算および運用の振り返り、今後の見通し等についてご紹介いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

当期の分配金については、分配方針に基づき、基準価額水準や市況動向等を勘案し、以下の通りとしました。

決算期 (年/月/日)	第1～21期	第22期 (2023/10/20)	第23期 (2024/10/21)	第24期 (2025/10/20)	設定来累計 (2025/10/20まで)
分配金 (対前期末基準価額比率)	24,200円 (242.0%)	0円 (0.0%)	0円 (0.0%)	1,000円 (9.4%)	25,200円 (252.0%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	500.3%	-12.3%	13.2%	20.1%	615.9%

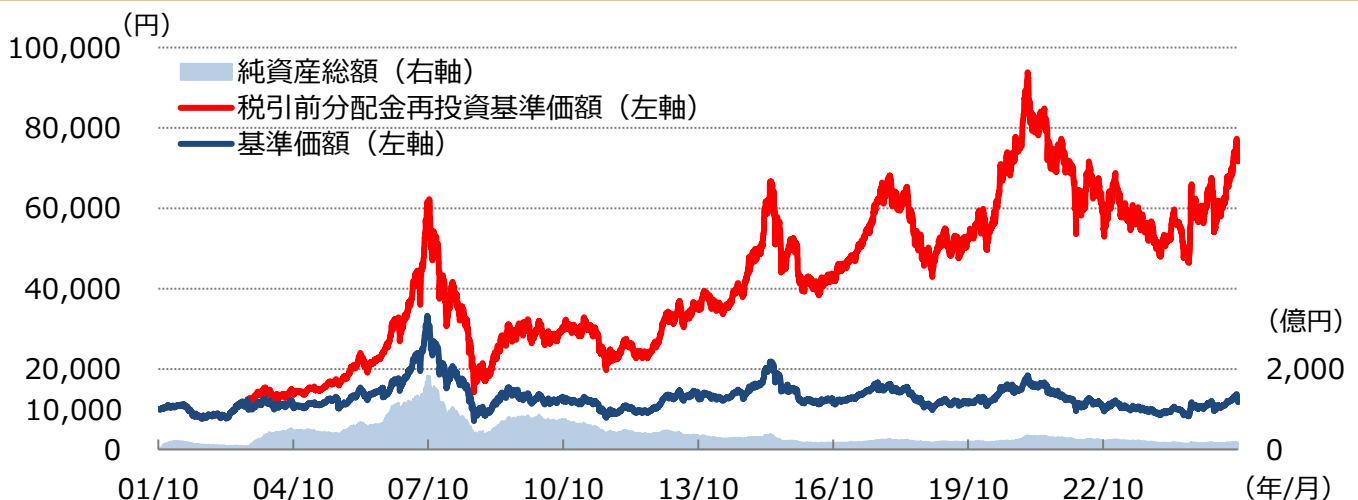
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～21期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～21期の欄は、設定日から第21期末までの騰落率です。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移（2001年10月22日（設定日）～2025年10月20日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

第24期の運用の振り返り（2024年10月22日～2025年10月20日）

中国内のデフレ圧力や米中摩擦懸念は続くものの、半導体・AI関連がけん引役に

- 当期末（2025年10月20日）の税引前分配金再投資基準価額は71,594円、前期末比20.1%の上昇となりました。
- 中国株式市場は、世界的な株高に同調する形で期初は堅調な動きとなりましたが、2024年11月の米大統領選後、対中関税の引上げや技術移転規制強化への警戒感が高まり、年末にかけて下落しました。
- 2025年に入ると、1月に中国証券監督管理委員会が株式市場の安定化に取り組む姿勢を示したことなどが好感され市場は反発に転じ、中国のAI（人工知能）開発企業「DeepSeek」が低コストで高性能AIモデルの提供を開始したことを受け、「AI関連銘柄」を中心に市場は2月に大きく上昇しました。しかし、3月中旬以降の米中貿易摩擦激化から、市場は急落し、4月には大きく値を下げる展開となりました。
- その後は、米中通商交渉の進展期待や中国人民銀行（中央銀行）が住宅ローンの基準となる5年物LPR（最優遇貸出金利）を引き下げるなどの金融緩和策により、市場は反転上昇しました。さらに米国による対中半導体輸出の規制緩和や中国半導体の国産化推進などの動きが好感されて、夏場以降も上昇基調が続いています。
- 当ファンドのパフォーマンスは、世界株式を上回ったものの、中国株式に対しては劣後しました。不安定ながらも市場が大きく上昇する中で一部テクノロジー関連銘柄の保有抑制や安定成長銘柄の保有などがマイナスに寄与しました。

<当ファンドと中国株式等のパフォーマンス>

2024年10月21日～2025年10月20日、日次



(注1) 当ファンドのパフォーマンスは税引前分配金再投資基準価額ベース。税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。また、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注2) 中国株式はMSCIチャイナ・インデックス（配当込み、円換算ベース）、世界株式はMSCI AC ワールドインデックス（配当込み、円換算ベース）。中国株式は当ファンドの参考指数であり、ベンチマークではありません。

(注3) 当ファンドの基準価額算出時の外貨建て資産の円換算には、基準価額算出日前日（休日の場合はその直近の最終取引日）の株価と、基準価額算出日の為替レートを使用しています。そのため、上記の中国株式、世界株式についてはこの計算方法に沿って、基準価額算出日前日の指数値と、基準価額算出日の為替レートから円換算値を算出しています。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

※個別銘柄に言及していますが、上記の銘柄を推奨するものではありません。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

市場見通しおよび今後の運用方針

世界経済の軟着陸や中国経済の安定化により、市場は上昇基調が続く見込み

- 世界の株式市場は、関税率の緩和などの楽観的な見方は既に織込みが進んでおり、当面は新規材料に乏しく、上値の重い展開となりそうです。ただし、年末に向かって、米国における追加利下げ観測に加えて、企業業績も堅調を維持するとの見方から、徐々にレンジを切り上げる展開を予想します。
- 今後1年程度の見通しについては、米国と中国の間で関税協議が継続しており、関税政策による影響などの不透明感が残りますが、中国政府が国内経済の回復に向けた景気浮揚策を強化していることや中国人民銀行が金融緩和策を実施していること、テクノロジー産業に対する投資や生産活動が景気を下支えするとみられることなどから、緩やかな上昇基調が持続するとみています。

個別銘柄選定を重視し、競争力のあるエクセレント・カンパニーへの選別投資を強化

- 今後の運用方針は、引き続き、中国で事業展開している企業のうち、競争力のあるエクセレント・カンパニーへの選別投資を進めます。中でも構造的な成長ドライバーを抱え、景気変動にかかわらず持続的な成長が見込まれる分野の優良企業をポートフォリオの中核とする方針です。
- 具体的には、①独自の成長ドライバーを持ち、バリュエーション（投資価値評価）も妥当な消費関連銘柄、②資本財・サービス、IT（情報技術）分野の有力企業で、輸入からの代替需要の高まりの恩恵や、高い国際競争力を背景に輸出の拡大が見込まれる銘柄、③安定的なキャッシュフローと強固なビジネスモデルを備えた好配当銘柄などに注目しています。

※上記の見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

1. ニュー・チャイナ・マザーファンドへの投資を通じて、エクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
 - 中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的な運用視点に基づき、各業種毎に競争力の強いエクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
 2. 新規公開企業にも選別投資します。
 - 中国を代表する企業の新規公開にも着目し、選別投資することにより、より高い収益確保を狙います。
 3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 4. 実質的な運用はスミモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドが行います。
- ※ 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- ※ 中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する証券を組み入れることがあります。
- ※ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。景気のダウンサイドリスクやカントリーリスクに対しては、株式組入比率による調整に加え、株価指数先物などを利用することもあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

【株価の下落は、基準価額の下落要因です】

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資について、QFII（適格国外機関投資家）制度上の制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受け付けを中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただくことがあります。
- 上海・香港および深セン・香港株式相互取引制度においては、QFII制度と異なり、中国当局の認可が不要ですが、上海および深セン証券取引所に上場するA株のうち、取引可能な銘柄が一部の銘柄に限定されています。また、取引通貨はオフショア人民元となり、中国本土内外の人民元為替取引は完全には自由化されていないため、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。
- 中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。株式等の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、2014年11月17日以降、当面課税が免除される旨、中国国家税务总局および中国证券监督管理委员会より公表されています。将来的に上記の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- 中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。
- 中国政府当局により、委託会社がQFIIの認可を取り消された場合、人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資は株式相互取引を利用して行います。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2001年10月22日設定）

決算日

毎年10月20日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下に当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- 香港の取引所の休業日

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30%（税抜き3.00%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.98%（税抜き1.80%）の率を乗じた額です。
 - その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※ 上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 【受付時間】 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。
投資顧問会社	マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。 スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッド

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○			※1
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○					
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○		○	○		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
ＦＦＧ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○	○				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○		
岡三にいかた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第169号	○					※1
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第6号	○					
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第65号	○	○				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○					
Ｊトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○		○			
十六ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○		○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第1号	○					
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第110号	○			○		
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第114号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
西日本シティＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○	○		○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○					※1
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第148号	○					
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○					※1
二浪証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第6号	○					
ほくほくＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○		
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第167号	○		○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○					

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしておりません。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○					
三菱UFJエススマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○		※1
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○					
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社イオン銀行（仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○					※2
株式会社SBI新生銀行（SBI証券仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○		※3 ※4
株式会社SBI新生銀行（マネックス証券仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○		※3 ※2
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○		※3
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○					
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○					※1
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○		○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					※3
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第6号	○			○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○					
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○					※1
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○			○		
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○					
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第12号	○			○		※1
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号						
飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第252号						

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしておりません。※2：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社※3：ネット専用※4：委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第25号						
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号						
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号						
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○					
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号						
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○					
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第26号						
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○					
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号						
亀有信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第149号						
観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第58号						
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○					
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○					
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号						
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号						
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号						
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号						
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第191号						
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第38号						
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号						
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第158号						
城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第147号	○					
白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第36号						
新庄信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第37号						
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号						
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○					
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○					
空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第21号						

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第26号					
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号					
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号					
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号					
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第169号	○				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号					
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○				
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○				
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○				
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号	○				
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号					
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第76号	○				
備北信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第43号					
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○				
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号					
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○				
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○				
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第19号					
水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第48号					
盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第54号					
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第39号					
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○				
米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第50号					
米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第56号					
留萌信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第36号					

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- MSCIチャイナ・インデックスは、MSCI Inc.が公表する指数であり、その指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、当ファンドを同社が保証するものではありません。

重要な注意事項

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2025年10月20日

